

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月9日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2市6町3村 ^{※1}	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市6町3村 ^{※2}	1市6町3村 ^{※2}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原産シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原産シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村、北塩原村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
雑穀	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
穀類	大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	—
	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イwana(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物41種 ^{※5}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉 ^{※6}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、大玉村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{※7}
肉	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリ(肉)	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山本屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、大玉村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村

※3 福島県桑折町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国府林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで及び304林班から306林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国府林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧桑目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館、関ノ下、松柳川原、川向及び新ノ内)に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内)に限る。))に限る。))、旧掛田町(雲山山山野川に限る。)、旧柱沢村(俣原町所沢、明夫内田、久保田、河原田、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。))及び俣原町杜田(狹田、平、宮内、前田、榎荷葉、砂子下及び榎津に限る。))に限る。))、旧堰本村(袋川町大田(寺崎、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、豊久牛、山ノ口、宝木沢、並立及び上ノ台を除く。))、奥川町新田及び梁川町堀谷に限る。))、旧石戸村、旧聖山村、旧小手及び旧豊山村(梁川町八幡に限る。))の区域に限る。))、二本松市(旧浪川村(流川及び米沢に限る。))、旧桑目村、旧小浜町、旧塩沢村、旧大木村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。))、桑折町(旧半田村及び旧睦合町の区域に限る。))、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。))、いわき市(旧山田村の区域に限る。))、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。))、三春町(旧沢村の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。))、いわき市(旧山田村の区域に限る。))、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。))、相馬市(旧玉野村の区域に限る。))、二本松市(旧洪川村の区域に限る。))、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国府林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。))、南相馬市(小高区、原町区、片倉(字行津の区域に限る。))、馬場(字五台山、字横川及び字業師岳の区域に限る。))、高倉(字助常、字吹屋、字七曲、字森及び字松木森の区域に限る。))、栗(字楡原の区域に限る。))、小浜(字間形沢を除く区域に限る。))、下江井、小沢、沢谷、江村、米ヶ沢、小木道、鶴谷、大窪(字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。))、高(字野田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字梅現、字原、字御内、字原ノ内、字弥敷、字業師岳、字御崎、字中平、字大久保、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大原(字和田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内国府林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班の区域に限る。))、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。))、本宮市(旧白岩村の区域に限る。))、川俣町(山本屋並びに市内国府林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楡葉町、川内村及び飯館村(長堤並びに村内国府林福島森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。))

※5 アイヌメ、アカシラビメ、アカシラビメ、バカシラビメ、ヒガシバシラビメ、ヒメバシラビメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシメ、マナブシ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラシ、ミタガレイ、ビスガイ、キタムラサキウエ、サヨリ

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齡未満の牛のものを除く。))及び畜場への出荷を差し控えるよう請

※7 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月9日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ（露地栽培）	一関市、奥州市
	原木シイタケ（露地栽培）	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類（野生のものに限る。）	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり（野生のものに限る。）	一関市、奥州市
	わらび（野生のものに限る。）	陸前高田市、奥州市
雑穀	大豆	一関市（旧磐清水村の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。）
穀類	ソバ	盛岡市（旧洪民村の区域に限る。）及び一関市（旧大原町の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。）、奥州市（旧衣川村の区域に限る。）
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ（養殖を除く。）	磐井川（支流を含む。）及び砂鉄川（支流を含む。）
	ウグイ	気仙川（支流を含む。）、岩手県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。）
肉	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類（野生のものに限る。）	栗原市、大崎市
	くさそてつ（こごみ）	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
雑穀	大豆	栗原市（旧金田村の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。）
穀類	米（平成25年産）	栗原市（旧沢辺村の区域に限る。）（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。）
	ソバ	栗原市（旧金成村の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。）、大崎市（旧一栗村の区域に限る。）
水産物	ヒガンプグ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ（養殖を除く。）	一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、暮石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）、広瀬川（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）、同県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川（支流を含む。）
肉	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ（施設栽培）	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら（野生のものに限る。）	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ（養殖を除く。）	
	ギンブナ（養殖を除く。）	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月9日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ（施設栽培）	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ（露地栽培）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ（こごみ）（野生のものに限る。）	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	さんしょう（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい（野生のものに限る。）	日光市、那須町
	たらのめ（野生のものに限る。）	宇都宮市、大田原市、矢板市、市貝町、塩谷町、那須町
水産物	イワナ（養殖を除く。）	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、碓氷村、高山村
水産物	イワナ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）及び薄根川（支流を含む。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ（施設栽培）	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域（佐渡市及び粟島浦村を除く。）
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	御殿場市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請